

施設及び設備の主な改修・修繕経緯及び今後の改修・修繕計画

施設の修繕費の負担区分は、募集要項に記載のとおり、1箇所あたり60万円未満の場合は、指定管理者がご対応いただきます。以下については、負担区分ごとに記載をいたします。

60万円以上の県負担の修繕案件

<平成26年度に県負担により修繕したもの>

該当なし

<平成27年度に県負担により修繕したもの>

○プラザホール音響調整卓更新工事

○トップライト防水工事

<平成28年度に県負担により修繕・購入したもの>

○自動給水装置更新及びバイパス配管工事

○デジタル調節計更新（一部）

○プラザホール音響設備更新工事

<施設の経年劣化に伴う設備の更新計画について>

岐阜県科学技術振興センターは建築後19年が経過し、設備のなかには耐用年数を経過しているものもあるのが現状です。この状況を踏まえ、県においても計画的に設備の更新を進めていく予定です。

60万円未満の指定管理者負担の修繕等案件

過去3年度の修繕料は以下のとおりです。

(単位：千円)

年度	H26	H27	H28
実績額	1,244	2,227	4,176

主な内訳は、設備の機械・電気設備の部品交換、給排水衛生設備の配管のつまり対応、敷地内の歩道修理です。本施設は豊かな自然環境に囲まれており、植物の成長に伴う配管のつまりの案件が多いのが現状です。なお、上記実績額には建築基準法12条点検の設備点検も含まれています。

今後も建築物・設備の経年劣化による修繕費用の増加が見込まれます。指定管理料初年度上限額の積算にあたっては、その点も考慮されていますので、利用者の利便性を確保できるように、施設の維持管理にあたってください。

なお、施設の修繕にあたっては、仕様書第4・3(2)オ「留意点」を踏まえ、取り組んでください。